

参考資料2
(第6回保安対策WG
参考資料3)

消費機器調査員資格制度の検討状況について

平成28年5月31日

一般社団法人 日本ガス協会

1. 「消費機器調査員」資格について

- 消費機器調査員資格制度とは、ガス小売事業者の責任区分となる消費機器調査の従事者が取得すべき業界資格として、現行の需要家ガス設備点検員資格制度を基に制定するものである。

資格名		消費機器調査員		現行制度 (第2種需要家ガス設備点検員)
可能となる作業		・消費機器調査(省令化予定の開栓業務機会での調査も含む)		・消費機器調査
教育内容 (認定範囲)	共通内容 実務知識	①基礎知識	・ガス小売事業者として必要な基礎知識 注)	・基礎知識
		②消費機器調査(法定)	・改正ガス事業法第159条第2項に定めるガス消費機器調査に関する事項	・ガス事業法第40条の2第2項に定めるガス消費機器調査に関する事項
		③自主保安	・保安業務規程へ必須記載の自主保安3項目 1. 接続具の確認 2. 不燃防無し小型湯沸器の排ガスCO測定 3. 業務用換気警報器の設置促進	・自主保安についての内容
	④事業者独自 自主保安	・ガス小売事業者独自の自主保安項目 等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">省令化項目</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">保安業務規程必須記載3項目</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業者独自自主保安</div>	

注)従来の基礎知識に加え、ガス小売事業者として必要なガス漏えい時の対応やマイコンメーター対応、災害時復旧対応等の基礎知識に関する講習を①基礎知識にて行う。

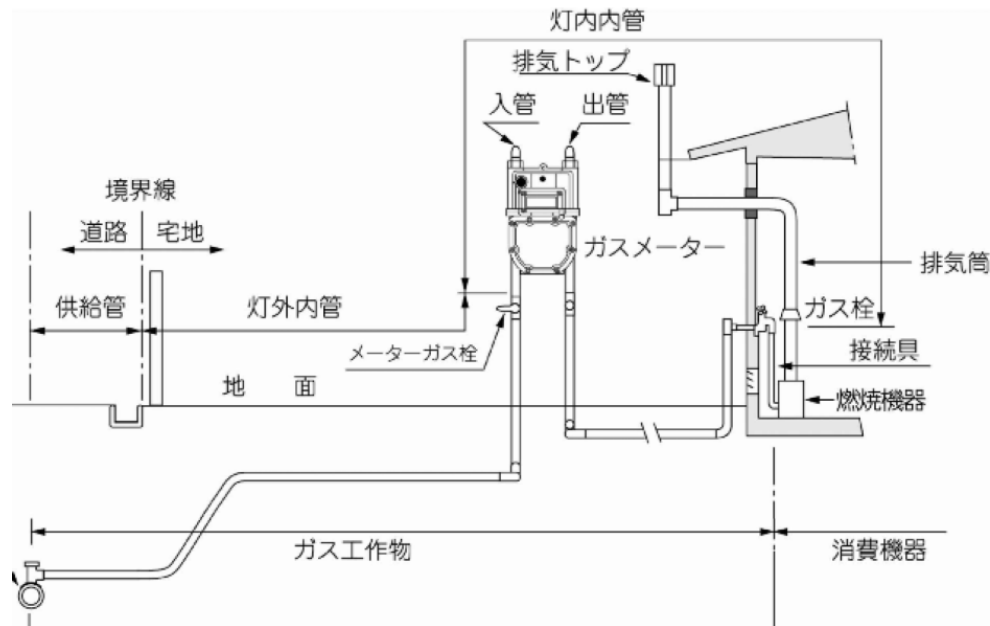
2. 「消費機器調査員」講習の教育内容

➤ 講習では主に基礎知識及び消費機器調査に関する実務知識を習得する。

教育内容例

①基礎知識

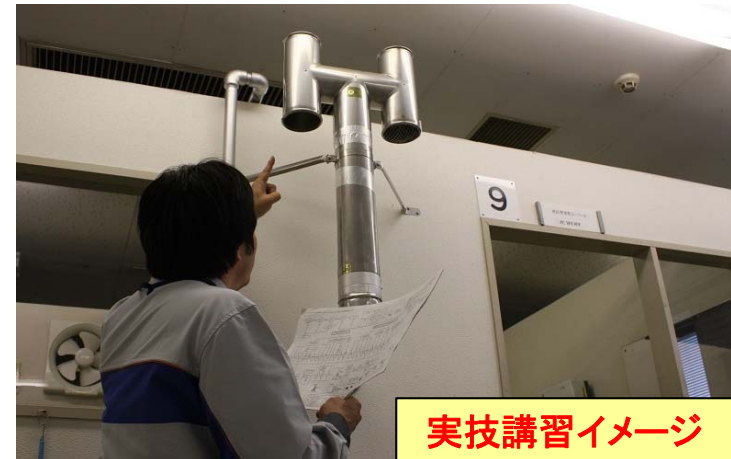
都市ガスの組成や性質・設備の資産区分等



実務知識

②消費機器調査

調査の方法や基準、結果の記録方法等



実技講習イメージ

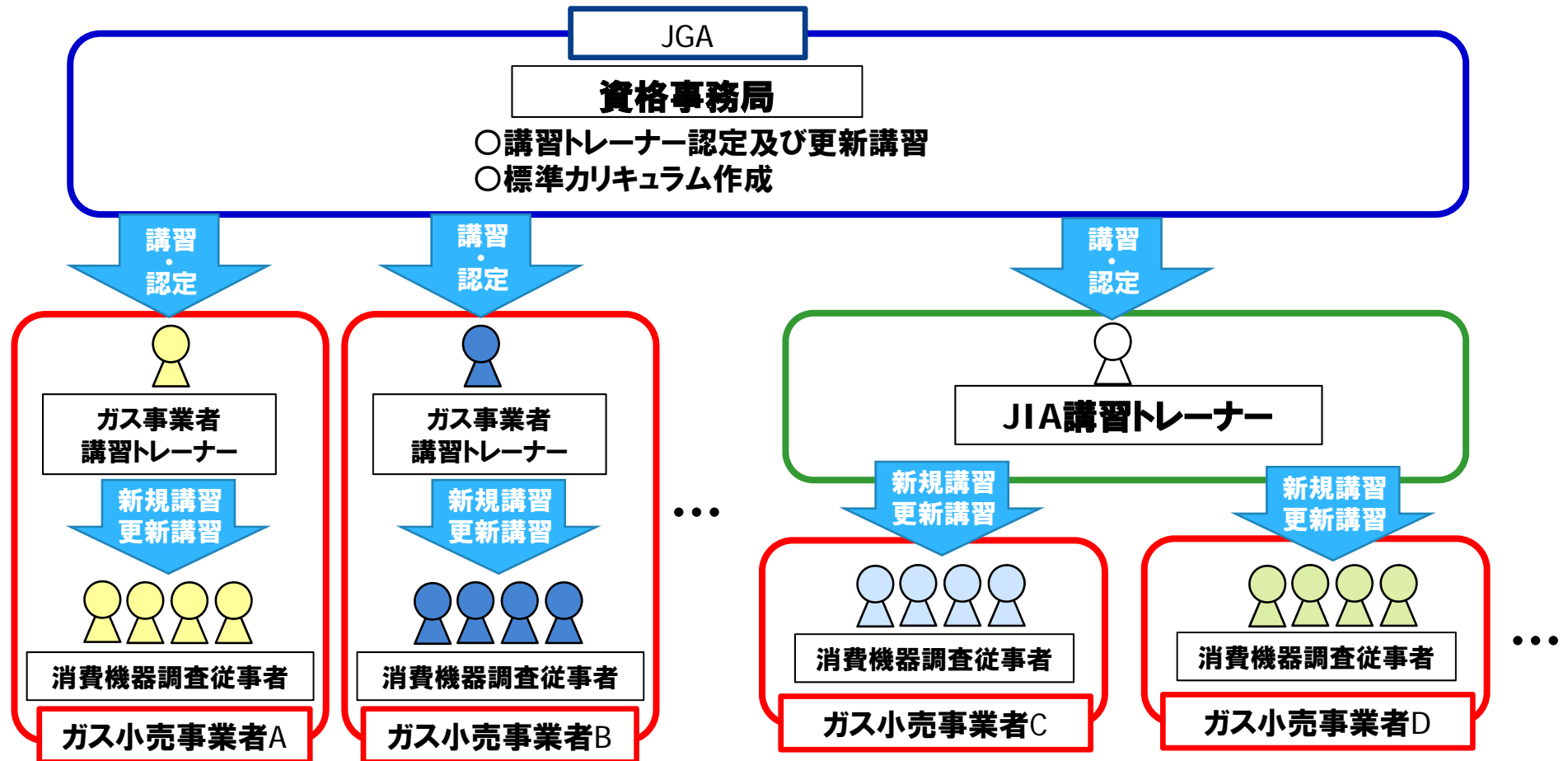
③自主保安（保安業務規程必須記載項目）

接続具の組み合わせ等

適用機種	ガス栓	接続具	ガス機器
ガステーブル	9.5φホースガス栓	ゴム管止め 9.5φガス用ゴム管	ゴム管止め ガステーブル

3. 「消費機器調査員」資格の運用体系

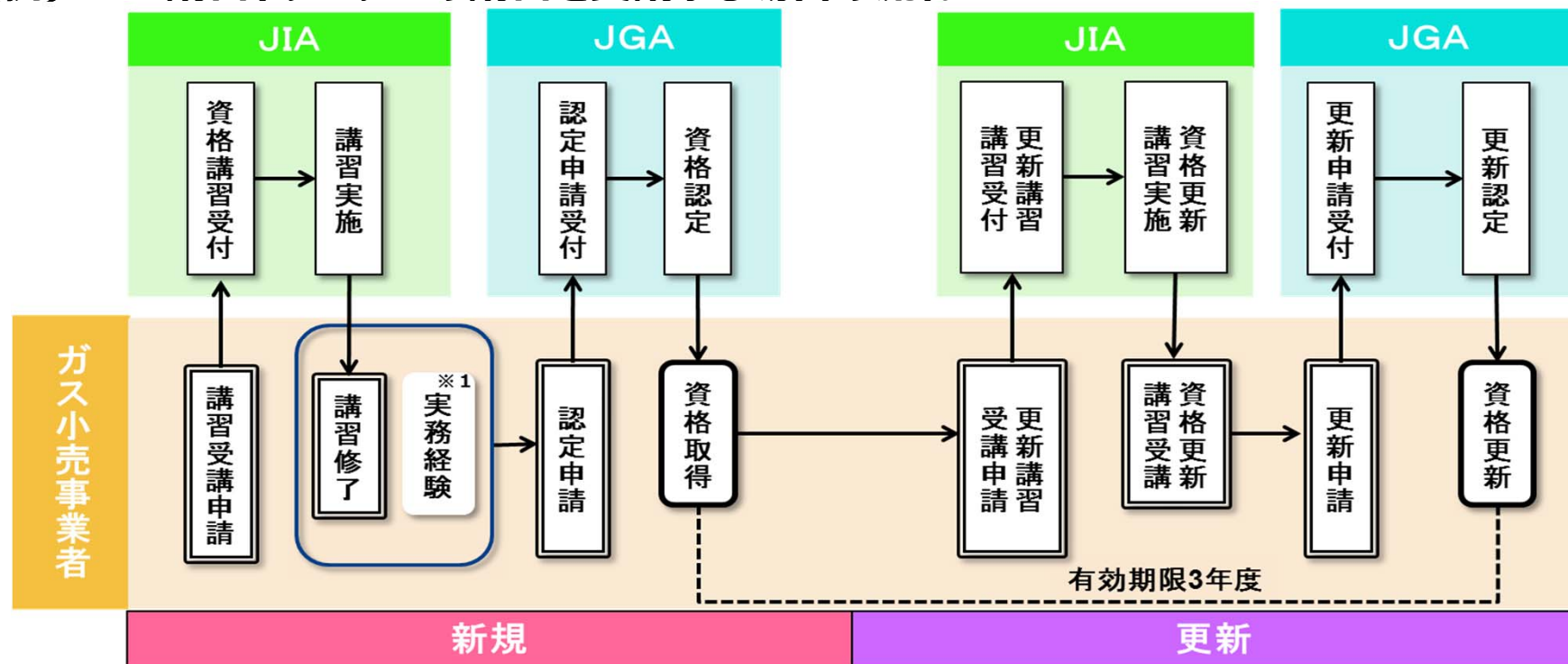
- 現行の講習トレーナーを用いた資格体系を踏襲する。
- 講習トレーナー等講習環境を整備することが難しい新規事業者を対象とした講習を日本ガス機器検査協会（以下「JIA」）で開催する。



4. 資格取得及び更新の流れ

- ガス小売事業者の消費機器調査従事者は講習トレーナー（ガス事業者講習トレーナー・JIA講習トレーナー）が実施する講習を修了し、所定の実務経験を満たした上でJGAに申請し、資格認定を受ける。
- 有効期間は、資格認定日から3年後の日が属する年度末までとし、その間に更新認定を受けることで3年度延長される。

（例）JIA講習トレーナーの講習を受講する場合の流れ



※1 認定申請には実務経験を必要とする。実務経験を積むことができない新規事業者に対して実務経験に代わる検定試験の実施を検討中。

5. 講習の概要（1）

- 新規資格取得する場合は、3日間の講習受講が必要となる。ただし、特定資格※1保有者に対しては、1日間の講習受講に短縮する。

消費機器調査員講習資格に関する講習内容と所定時間（案）

	項目	所定時間	
		特定資格無	特定資格※1有
新規資格 取得者講習	基礎知識	7時間	6時間
	消費機器調査に関する実務知識	13時間	
	修了試験	1時間	1時間
	合計	3日間	1日間
資格更新講習	消費機器調査に関する規制の内容、 その他必要な情報		2時間

※1 特定資格はLPガス業界及び簡易ガス業界における点検員資格を対象に検討を進めている。

5. 講習の概要（2）

➤ JIAが開催する講習の開催頻度・開催地・定員について

消費機器調査員講習の開催概要（予定）

※下記はJIAからの情報に基づく内容

	内 容
講習開催頻度	平成28年度は全10回程度開催予定 (H29年度以降は受講希望者の状況により回数を増減する)
講習開催地	検討中
講習定員	20～40名程度／回

※講習の受講や資格の申請等に係る費用については現在調整中。

6. 資格制度の運用開始時期

- 新規事業者に対して事前の資格取得を可能とするため今年度内に消費機器調査員資格制度の運用を開始する。

消費機器調査員資格運用スケジュール（予定）





以上